

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年1月10日

米国投資適格社債1-10年インデックス ファンド（為替ヘッジあり） 毎月分配型/年2回決算型

追加型投信／海外／債券／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

● サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

● ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

ファンド名	商品分類			
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
毎月分配型	追加型	海外	債券	インデックス型
年2回決算型				

ファンド名	属性区分					
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス
毎月分配型	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	その他 ^(注)
年2回決算型		年2回				

(注) (ブルームバーグ米国投資適格社債 (1-10年) インデックス (円ヘッジ・円ベース))

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年7月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：65兆8662億円（2025年6月30日現在）

この目論見書により行なう米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月12日に関東財務局長に提出しており、2025年9月13日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

「米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）」は、分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」から構成されています。

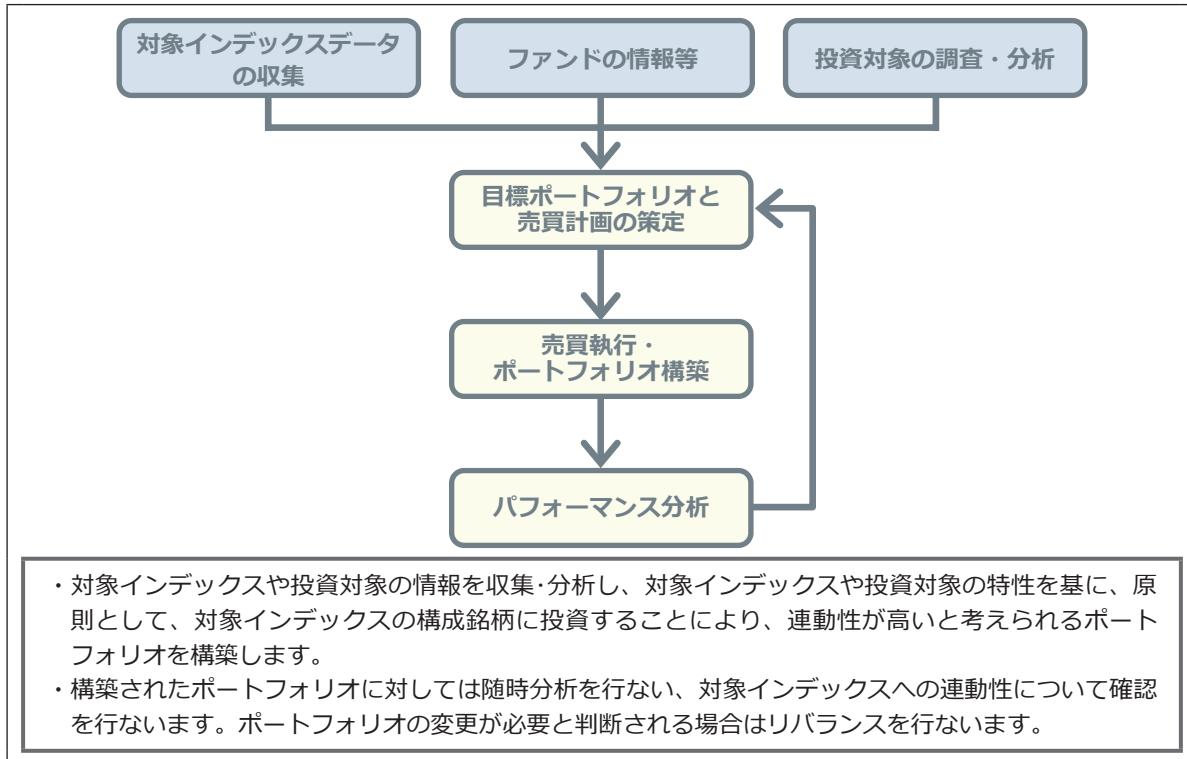
- 米ドル建ての投資適格社債および上場投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に実質的に投資する場合があります。
 - ・ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）とは、残存年数が1年から10年の米ドル建て投資適格社債市場のパフォーマンスをあらわすインデックス（為替ヘッジを行なう円ベースのインデックス）です。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■指数の著作権等について■

「Bloomberg®」およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは野村アセットマネジメント株式会社とは提携しておらず、また、米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）に関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

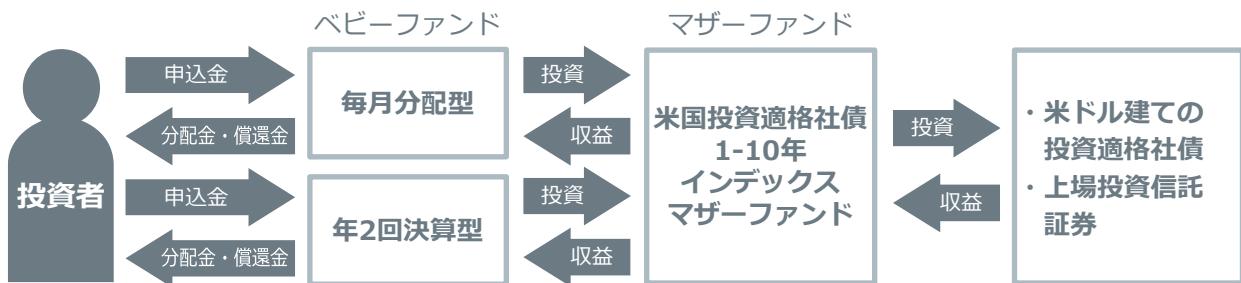
- マザーファンドにおいて、対象インデックスの動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
 - ◆効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を実質的に活用する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

分配の方針

毎月分配型

原則、毎月18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。



年2回決算型

原則、毎年6月および12月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



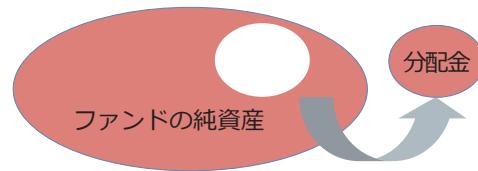
* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

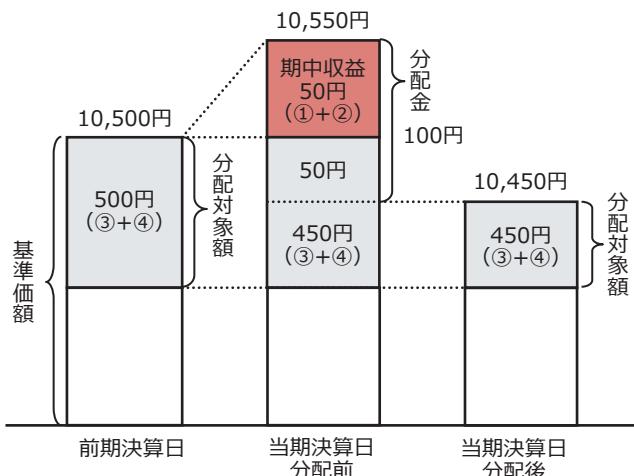


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
 - 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

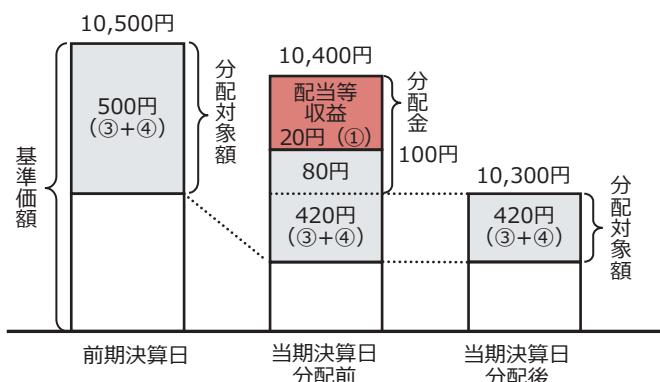
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



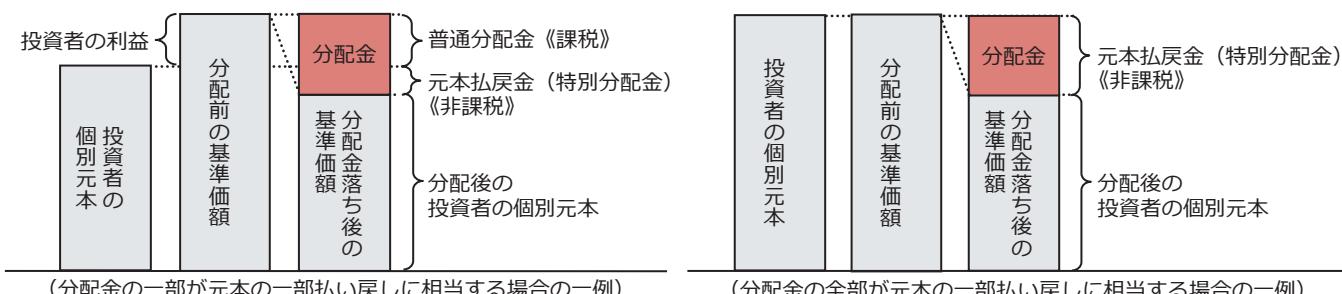
前期決算から基準価額が下落した場合



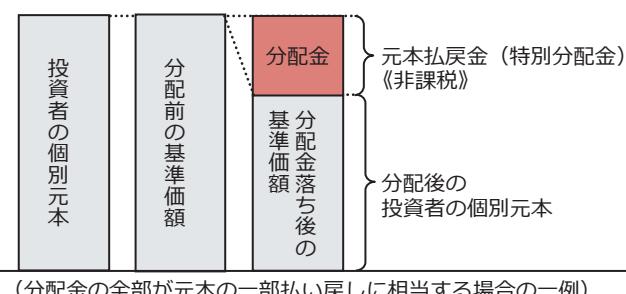
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。)
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



(分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例)



(分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例)

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。 また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません**。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。



投資リスク

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

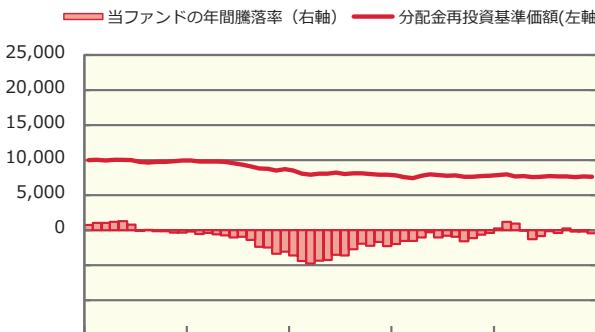


投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2020年8月末～2025年7月末：月次)

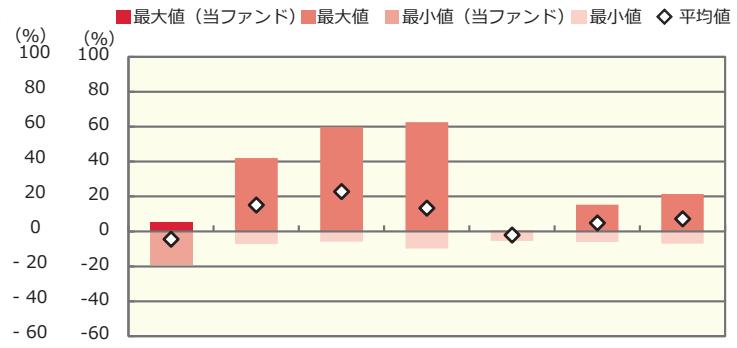
■ 每月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年8月 2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	5.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 19.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 4.4	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

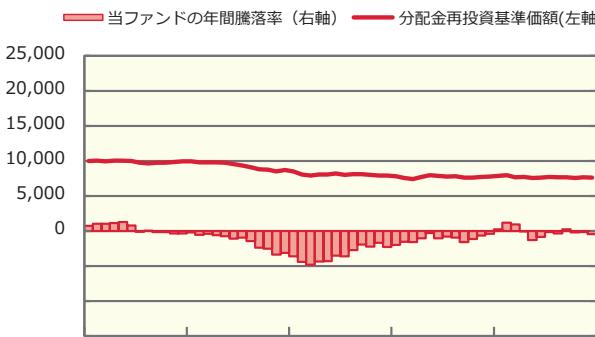
* 2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

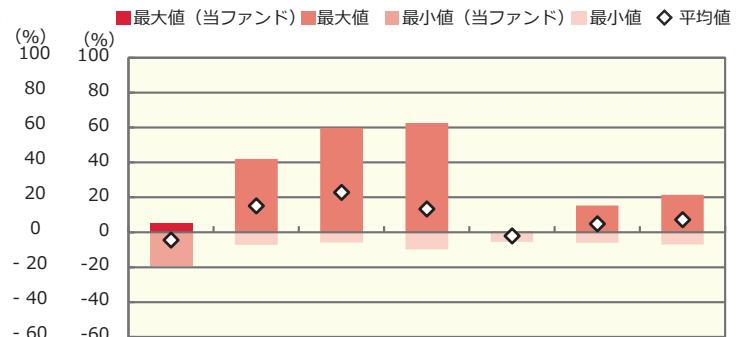
■ 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年8月 2021年7月 2022年7月 2023年7月 2024年7月 2025年7月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	5.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 19.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	△ 4.4	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



投資リスク

＜代表的な資産クラスの指標＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関する一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

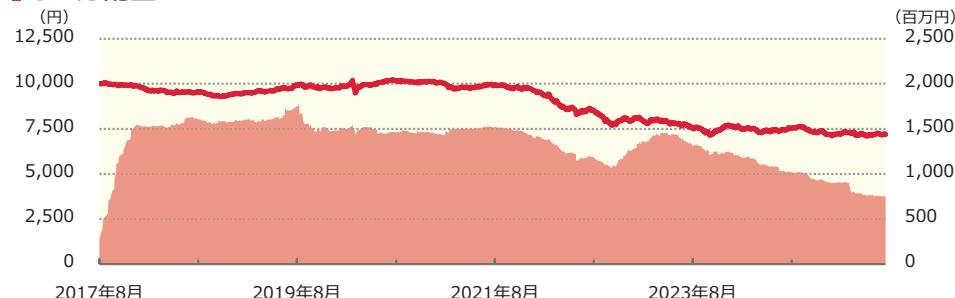


運用実績 (2025年7月31日現在)

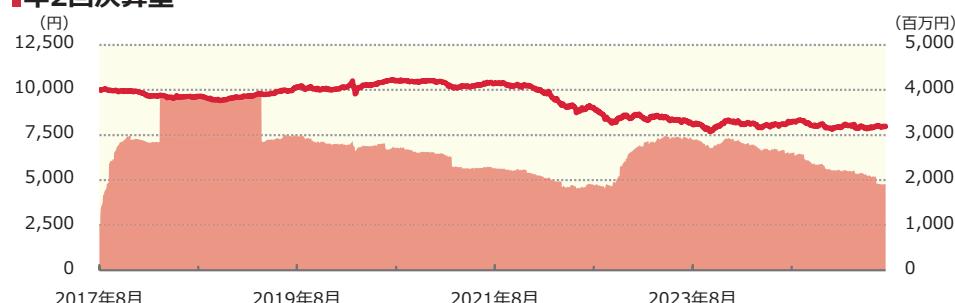
■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

■ 毎月分配型



■ 年2回決算型



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 每月分配型

2025年7月	10 円
2025年6月	10 円
2025年5月	10 円
2025年4月	10 円
2025年3月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	940 円

■ 年2回決算型

2025年6月	0 円
2024年12月	0 円
2024年6月	0 円
2023年12月	0 円
2023年6月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

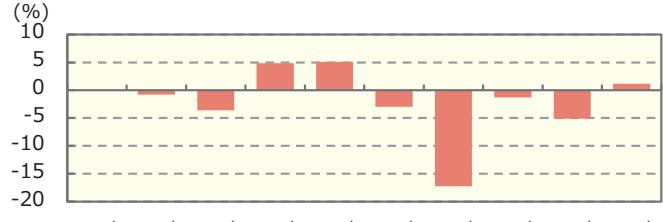
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)	
			毎月分配型	年2回決算型
1	FNMA TBA 6.0% SEP 30YR	政府系住宅ローン担保証券	20.3	20.3
2	U S TREASURY NOTE	政府関連債	9.3	9.3
3	FNMA PASS THRU 30YR #QF8523	政府系住宅ローン担保証券	6.9	6.9
4	FNMA TBA 6.5% SEP 30YR	政府系住宅ローン担保証券	6.5	6.5
5	U S TREASURY BOND	政府関連債	5.8	5.8
6	U S TREASURY BOND	政府関連債	5.2	5.2
7	U S TREASURY BOND	政府関連債	4.8	4.8
8	U S TREASURY BOND	政府関連債	3.5	3.5
9	FNMA TBA 4.5% AUG 30YR	政府系住宅ローン担保証券	3.3	3.2
10	U S TREASURY BOND	政府関連債	2.8	2.8

■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)

■ 毎月分配型



■ 年2回決算型



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。

・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年は設定日 (2017年8月18日) から年末までの收益率。

・2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位 (購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購入代金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購入に際して	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購入の申込期間	2025年9月13日から2026年9月11日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。
スイッチング	スイッチングのお取扱いはありません。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨーク証券取引所 　・ニューヨークの銀行 　・ロンドンの銀行
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2030年6月18日まで（2017年8月18日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	・毎月分配型：原則、毎月18日（休業日の場合は翌営業日） ・年2回決算型：原則、毎年6月および12月の18日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	・毎月分配型：年12回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能） ・年2回決算型：年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1兆円
公告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	6月、12月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。



手続・手数料等

課 税 関 係	<p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>*上記は2025年7月末現在の情報に基づくものですが、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p>
---------	---

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用															
購入時手数料	ありません (購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)														
	換金時に、基準価額に <u>0.1%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。														
投資者が信託財産で間接的に負担する費用															
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th><u>年0.605% (税抜年0.55%)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: right; padding: 5px;">支 払 先 の お よ び 役 務 の 内 容</td> <td style="padding: 5px;">委 託 会 社</td> <td style="padding: 5px;">ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td> <td style="padding: 5px;">年0.26%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">販 売 会 社</td> <td style="padding: 5px;">購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等</td> <td style="padding: 5px;">年0.26%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受 託 会 社</td> <td style="padding: 5px;">ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td> <td style="padding: 5px;">年0.03%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		<u>年0.605% (税抜年0.55%)</u>	支 払 先 の お よ び 役 務 の 内 容	委 託 会 社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.26%	販 売 会 社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等	年0.26%	受 託 会 社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%	
信託報酬率		<u>年0.605% (税抜年0.55%)</u>													
支 払 先 の お よ び 役 務 の 内 容	委 託 会 社	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.26%												
	販 売 会 社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等	年0.26%												
	受 託 会 社	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.03%												
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。														
	<ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税等 														



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
毎月分配型	1.55	1.41	0.00	—	0.14
年2回決算型	1.55	1.41	0.00	—	0.14

（2024年12月19日～2025年6月18日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

* 各比率は、年率換算した値です。

* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

* 投資先ファンドの運用管理費用以外には、リバース・レポ契約等に係る利払い費用が含まれます。

* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

● ファンドの名称について

「米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型」を「米国投資適格社債1-10年インデックスF ヘッジあり 毎月」、「米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型」を「米国投資適格社債1-10年インデックスF ヘッジあり 年2」という場合があります。

また、各ファンドを総称して「米国投資適格社債1-10年インデックスファンド（為替ヘッジあり）」または「米国投資適格社債1-10年インデックスファンド」という場合があります。

● 各ファンドは、2026年1月9日に運用戦略等の変更に関する投資信託約款の変更を行なっているため、リスクの定量的比較、運用実績および（参考情報）ファンドの総経費率については、約款変更適用前の情報を記載しております。